

# 仕 様 書

この仕様書は、市役所前自転車等保管場所における機械警備業務を委託するにつき必要な事項を定める。

## 1. 業務委託場所

名 称 市役所前自転車等保管場所

所在地 大阪府門真市中町11番1号

## 2. 業務委託期間

令和8年5月1日から令和12年9月30日まで

## 3. 警備方法

- (1) 機械警備とし、異常発生時には速やかにパトロールを出動させ、処理するものとする。

## 4. 業務委託内容

- (1) 保管場所内への不法侵入及び盗難等の防止の機械警備をする。
- (2) 受注者は、異常発生時には保管場所内外を巡回し、不審な者が潜入しているか、また既に盗難の形跡があるか入念に調査する。
- (3) 不審者を発見したとき、並びに捕らえたときは、所轄警察署へ通報する。
- (4) 異常発生時等、場内を巡回した時は、所定の用紙に氏名を記入し捺印する。
- (5) 受注者は、緊急の場合を除き、事故等が発生した場合、その内容を翌日の午前9時15分までに門真市 まちづくり部 道路公園課 総務グループへ報告する。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの場合はその翌勤務日とする。
- (6) 上記事項において、緊急の場合は、事前に発注者が受注者に届けている連絡先に報告すること。

## 5. 業務委託日時

- (1) 保管場所従事者の勤務時間外はすべて機械警備時間とする。
- (2) 業務委託時間について、やむを得ない事情があるときは、双方協議の上、その指定日時を変更することができる。

## 6. 保守費用等の負担

受注者が設置する警報端末機に故障が生じ、又は、保管場所の従事者が過失によってこの機器を破損したときは、速やかに無償で修理するものとする。又この機器を撤去するに至ったときは、その撤去に要する費用は、受注者が負担するものとする。

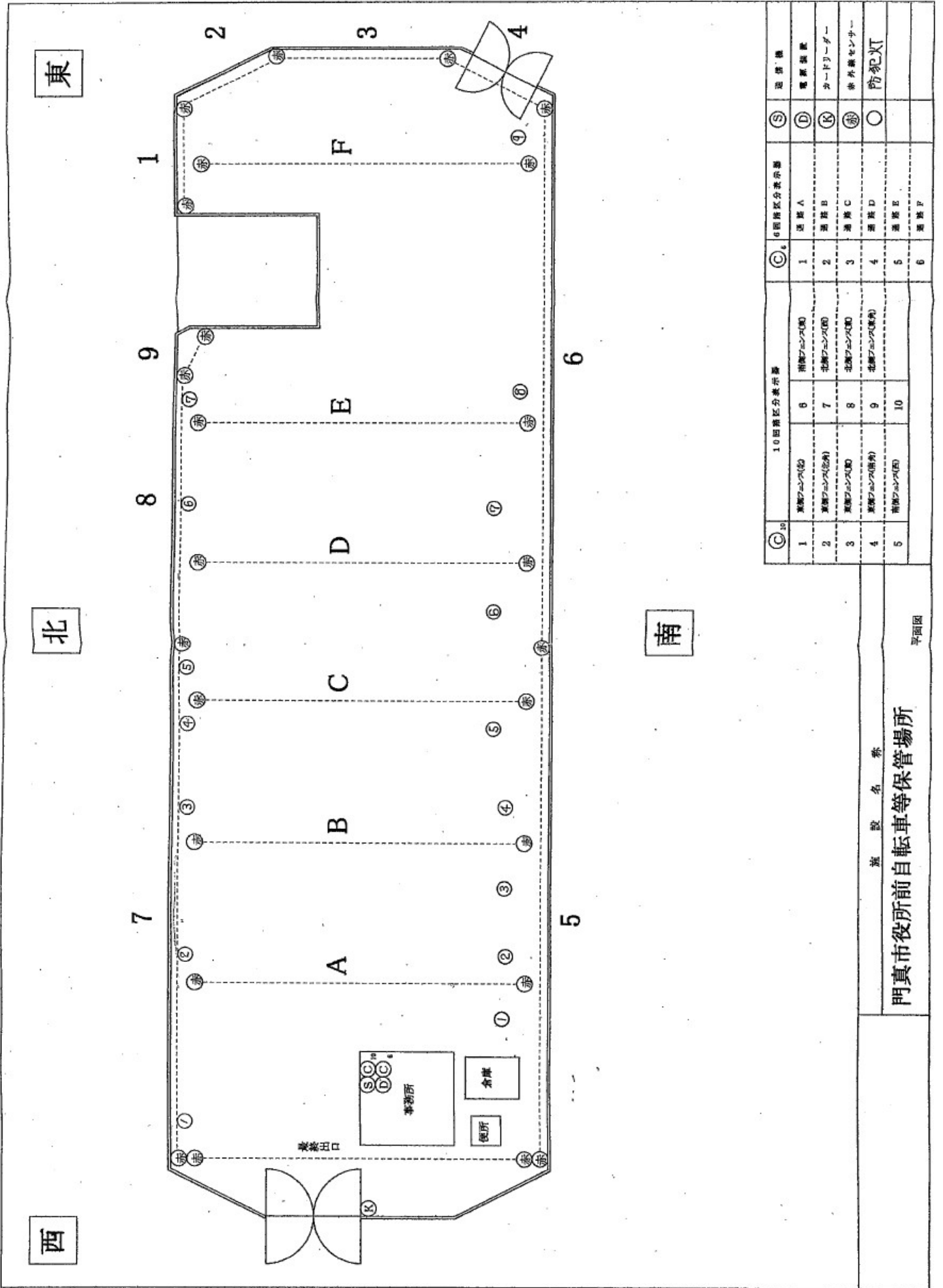
## 7. 警備端末機器の撤去

契約委託期間終了後は、その翌日の午前9時から午後12時までの間に機器を撤去するものとする。

ただし、撤去に係るその他の事項については、双方協議の上決定するものとする。

## 8. その他

機械警備に要する、セキュリティカード等については、受注者において4セット用意し、発注者に引き渡すものとする。



① 10 田圃区分表示器		② 田圃区分表示器		③ 田圃区分表示器	
①	東側フェンス(西)	⑥	南側フェンス(東)	①	通路 A
②	東側フェンス(北)	⑦	北側フェンス(西)	②	通路 B
③	東側フェンス(東)	⑧	北側フェンス(東)	③	通路 C
④	東側フェンス(南)	⑨	北側フェンス(南)	④	通路 D
⑤	南側フェンス(西)	⑩	南側フェンス(東)	⑤	通路 E
				⑥	通路 F

施設名称	記号
電線施設	④
カーディーラー	③
車外検センサー	②
防犯灯	○

門真市役所前自転車等保管場所 平面図